

第 5 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 6 年 8 月 30 日 午後 2 時 00 分 招集
2. 令和 6 年 9 月 19 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 6 年 9 月 19 日 午後 1 時 16 分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	教 育 課 長	松 岡 幸 治
健康増進課長	山 内 る み	ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 繁 樹	議 会 事 務 局 次 長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 提案理由の説明

日程第2 議案第77号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第78号 和解及び損害賠償の額の決定について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められています。一般質問は、単なる陳情とならず、市の行政全般にわたり、事務の執行状況及び方針などについて所信をただし、説明を求め、疑問をただすものであります。質問される議員におかれましては、この趣旨を踏まえ、簡潔で分かりやすい質問とし、執行部におかれましては的確な答弁を行いますようお願いいたします。

なお、発言の際は挙手と同時に「議長」と声を上げ、許可された後に発言されますようお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。14番議員、湯浅正司君。

湯浅正司君。

○14番（湯浅正司君） おはようございます。議会2日目の1番ということで質問させていただきます。14番議員、湯浅でございます。通行に従い一般質問をさせていただきます。

平成の大合併による旧阿蘇町、一の宮町、波野村が合併してもう20年となります。この間、九州北部豪雨、また熊本地震、火山の噴火、またコロナ禍というふうに変な出来事がありました。また、その他の方面におきましては、医療センターの新設・開設、各学校の新

設とかありました。その間、大変な 20 年間であったらと思います。

そこで、合併から 20 年の阿蘇市の歩みということで質問しますが、その中でいろいろ行われた中で反省というか今後に備えてもこういうことをしておけばよかったんじゃないかなということも多々あったかと思います。そういう意味での答弁をよろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。20 年の歩みということで御回答させていただきたいと思います。

平成 17 年 2 月 11 日、人口規模も成り立ちも違う 3 町村が合併いたしました。合併効果を最大限に生かし、旧町村の均衡ある地域振興を目指すべく新市建設計画を基本といたしまして、時代の流れや変革、その時々課題を受け止めまして、この 20 年間取り組んできたものと認識しております。

しかしながら、この 20 年を振り返りますと、議員おっしゃるとおり、これからというときの平成 24 年九州北部豪雨災害、また、平成 28 年の熊本地震、そして阿蘇中岳の爆発的噴火もありましたし、令和に入ってからコロナ禍につきましては、私たちの生活に大きな影響を及ぼし続けております。そのような中、市民の皆様が安心して安全に暮らすことが何より喫緊の課題であると捉えまして、平成 26 年に開院しました阿蘇医療センターにつきましては、平時をはじめ災害時、非常時の地域医療の拠点といたしまして、その責任を果たすことができたものと考えております。

また、阿蘇カルデラ内におきましては、熊本県による砂防事業が実施されてきましたが、平成 28 年熊本地震とその後の降雨による山腹崩壊の拡大等を受けまして、平成 30 年度からその集中的な対策といたしまして、国の直轄砂防事業が動き始めたことは、市民の皆様命と暮らしを守るための大きな成果であったものと考えております。

一方、情報通信分野におきましては、平成 23 年 4 月、都市部との情報格差をなくすべくいち早く取り組みました光ネットワーク構築事業、また、現在、順次整備中のお知らせ端末更新事業も合わせまして、今や阿蘇市に欠かせない大事な情報通信手段となっております。

また、教育面では、教育効果の向上につなげるため、学校規模適正化事業に取り組むとともに、特に学校教育における ICT 環境整備では、全国トップクラスに位置づけられるなど、子供たちの個々の能力を最大限に伸ばできる環境づくりに注力してまいりました。

広域的な取組といたしましては、火山や草原をはじめといたしまして、阿蘇の豊かな自然環境を共有の財産として、後世にしっかり継承していくため世界文化遺産登録を目指し、将来的にも選ばれる地域になるように、近隣町村と連携して取り組んでいるところでございます。

なお、財政面におきましては、約 118 億円の合併特例事業債を有効に活用してきましたし、相次ぐ未曾有の自然災害の中ではありましたが、令和 5 年度末の基金残高につきましては、合併当初の 4 倍に近い約 55 億円まで積み増しし、財政の健全化を図ってきたところでございます。

最後に、合併後 20 年を迎えますが、今後も引き続き地域の課題に向き合い、ニーズをし

っかりと捉えながら、この 20 年間の歩みをさらに加速させ、未来への発展的取組につなげられるように、官民連携のもと進めていけたらと考えております。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 湯浅正司君。

○14 番（湯浅正司君） ありがとうございます。今、企画財政課長申されましたように、大変な 20 年だったと思います。また、今後も市長をはじめ職員の皆さん方にも阿蘇市民の皆さんのために頑張っていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 湯浅正司君。

○14 番（湯浅正司君） 総務部長のほうからは何もございませんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

先ほど企画財政課長も申し上げましたとおり、果たして合併をしていなかったらどうなったんだろう、それを私は日々思っております。合併していたからこそ大きな災害も何とかみんなの力で乗り切ることができた。合併したからこそ光ネットワークも十分都市部に負けないような情報環境がそろった。そういうふうに私は認識をいたしております。これからも私たちの責務というのは未来につなぐ、それが一番大事になってきます。昨日も答弁の中で阿蘇カルデラ、東には宇宙港、そして西には世界規模の半導体工場、そして、その中央部に阿蘇市がある。確かに人口減少は進んでおります。しかしながら、この条件をうまく活用して、世界文化遺産登録を目指して、阿蘇にしかできない、阿蘇にしかない、そういった部分を今後また 20 年、30 年、50 年と引き継いでまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 湯浅正司君。

○14 番（湯浅正司君） ありがとうございます。皆さんの気持ちが、本当に市民の皆さんのために一生懸命やりたいという思いがひしひし伝わってきました。また今後ともよろしく願いいたします。

20 年の歩みはということで、企画財政課長、総務部長より今説明がありました。そこで、②の阿蘇市の未来に向けた市長の思いはということで、市長に質問いたしますが、まだまだいこいの村、またアゼリア 21、ひのくに会館、市有地、小学校の跡地、いろいろな問題もございますし、TSMC の進出で移住・定住、その他もろもろの多くの課題が残っておりますかと思えます。

そこで市長の思いをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の湯浅議員の質問にお答えを申し上げます。

私も今、当初おっしゃいましたいこいの村の今後の問題、ひのくに会館の問題、そして、アゼリア 21 の問題、イコールそれだけではなくて、阿蘇の体育館、相当老朽化をしておりますし、このこと自体も早く手当てをしながら、そして、施設の改修ということを喫緊の課題としてやっていかなければいけない。それは直近の課題として大きな課題でもありますし、

今後、課せられた問題解決にもつながっていかねばいけない。そう思っておるところであります。そういう中において、企画財政課長も申し上げましたし、また総務部長も申し上げましたけれども、私の中に今見えること、これが何なのか。イコール、それは将来の未来にきちんとつながっていくということが、自分なりに今まで阿蘇市をお任せをいただいた中において、しっかりと感じているところでもあります。

それが一つは、もう御承知のようにT S M Cの、これは世界一の半導体工場が来たこと。これについては、今ようやく出てきておりますけれども、陰と陽のそういうことが今叫ばれつつありましたし、その陽ばかりではなくて、陰ということについてもしっかりとこれは注目をしていかなければいけない。その一つの大きなものが、昨今、質問にも出てまいりましたけれども、水と環境の問題でもあるのではないかと考えております。そして、その世界一が出てきた。でもその隣の我々の阿蘇市という、あるいは阿蘇地域においては、これは世界文化遺産、世界をやっぱり目指していこう。これだけのものを今まで先人たちが築いてきたものを今現代の我々が築いておるということを、世界に向けてやっていく大きな発信力にもなる、そんなチャンスがあります。

もう一つは、やっぱり大分空港の宇宙港の問題でありますけれども、これも大分県としてしっかりと今チャレンジをしているということでもありますし、世界に向けて、この三つのことを発信する取組を今見えます。その三大部門についてが、今推進している中九州高規格道路、大分、阿蘇、熊本を結ぶ、その一連の中につながっていると。これは非常に未来にとって大きなことでもありますし、これはイコール何を意味するかといいますと、この事業がダイナミックに展開、拡大されることによって人と人との交流がさらに生まれ、そして、今、一般質問の中でもいろいろ出てまいりますけれども、私たちが望んでいる農業観光、移住・定住、福祉医療、それから生活といい暮らし、また、昨今ではI C Tを活用したD X社会、地域の活力などなど、発展的な取組となるこれは大きなチャンスが生まれてきていると思っております。しかし、そのチャンスをいかにキャッチするかによってこの未来はより具体性のある高いものができるものだと思っております。その大きなポイントというものは果たして何だろうか、そう自問するとき、求められているのはマンパワーであると思っております。いかにこの構想を持続可能、サステナブル化していくのか、あるいは持ち続けていくのかと同時に次世代が夢を描き、生活の安心を感じられる社会を築いていくためにも、熊本県はもちろんでありますけれども、やっぱり中央、東京に限らず隣県との深みをさらに深めながら、魅力ある取組の姿勢、情熱、真剣など突破力を発揮し、活動し行動していく人材が求められることも事実でありますし、その未来に向けて人づくり、そして人材の育成、地域の活力化など強力に進める、引き続いて、これからも取り組んでいくということが喫緊の課題でもありますし、正面から取り組んでいかねばいけないと思っております。そのような人材が未来を考えると、当然、必要だと思っておりますし、このことがこれからの阿蘇に与えられた未来の開発に向けての大きなものになると思っているところでもありますし、これが私が今見えている阿蘇の未来でございます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 湯浅正司君。

○14 番（湯浅正司君） 市長、ありがとうございました。市長の未来の阿蘇市について、熱い思いはただ今拝聴させていただきました。私の個人的な思いとしては、来年2月の市長選には再度出馬され、またすばらしい阿蘇市を作っていただきたいと思います。期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 湯浅正司君の一般質問が終わりました。

続きまして、5 番議員、佐藤和宏君の一般質問を許します。

5 番議員、佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） 皆さん、改めましておはようございます。5 番議員、佐藤和宏でございます。本日は、今後の農業振興と土地利用の方向性についてという二つの視線で質問をさせていただきます。

市の農業振興を反映させていくためには、農業や畜産業者への支援対策の充実を図るということは必須の課題だということは言うまでもありません。近年ではT S M Cの工場の進出、さらには、T S M C第3工場の熊本誘致の可能性についての話題と、何かと半導体関連の話題が賑やかせております。市民の皆様の中には、農業振興と企業や居住地などへの土地利用で農地を有効活用することで、農畜産業の振興と市の活性化を両立させる施策も必要ではないかという意見、要望も多く聞かれるようになっております。本日はさらなる農業振興の取組と土地利用の方向性を考えるということで、本市の農畜産業の発展とともに市の経済の発展を促す方向に進むこととなりますよう質問をさせていただきたいと思います。

では、初めに、農業や畜産などへの経営支援や後継者対策の現状はということで、農畜産業の収益向上のため、本市が導入している支援対策には様々な事業があります。近年の支援の状況や傾向など、主な支援対策の現状を農政課に答弁をいただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

近年の農畜産業支援の状況、また傾向などの支援対策という御質問でございますけども、まず、本市の農業を維持・発展させていくために、将来の担い手となる新規就農者の確保、育成が大変重要となっております。その観点で新規学卒者、またUターンの親元就農、新規参入、雇用就農などそれぞれの就農形態に応じまして、現在、阿蘇地域で行っております農業師匠制度の取組を活用いたしまして、就農相談から定着まで地域一体となったきめ細やかな就農支援を取り組むとともに、高い定着率を維持されてるという結果となっております。

また、本市独自の支援状況といたしまして、今申し上げました人材、担い手を育成・確保するための認定農業者、また集落営農法人等への支援を重点的、集中的に実施をしているところでございます。内容につきましては、新規就農者関係では、就農後の経営安定の発展に必要な機械施設の導入支援、また、就農に向けた経営開始資金の交付あたりを交付金事業により行っておるところでございます。また、認定農業者関係におきましては、経営改善に必

要な支援を併せまして実施を行いまして、後継者が行う経営継承後の経営発展に必要な取組も併せて行っているような状況でございます。また、安定した農畜産物の生産に必要な取組に対しまして、支援制度の周知や活用について対応を行ってような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） ありがとうございます。現在の担い手支援状況、後継者対策ということで、人気な職種といいますか、米農家なのか畜産なのか園芸なのかというのをちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在の新規就農者を含めます担い手さんの形態でございますけれども、やはり収益型農業といたしまして、施設を活用しました施設園芸、トマト、アスパラ等の関係が高い比率の傾向でございます。

また、畜産関係の新規就農者でありますとか、そういった担い手の経営開始もございますけれども、やはり経営の安定化まで非常に時間がかかるということと、初期投資が非常に必要であるというところで、現在は施設園芸関係が上位を占めている状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 施設園芸がやっぱり人気があるということでございますけれども、先ほど課長のお話にもありましたけれども、就農後のその後の見守りといいますか経過もしっかり見られて、対応していただきたいと思います。

近年では、燃料や資材の高騰で農産物の生産コストが上がりまして、農業経営は厳しい状況が続いております。しかし、今回、米の出荷価格が 60 キロ、概算で 7,500 円増ということで、米農家にとっては希望の光が少し出たかなというところではあります。しかし、担い手不足の問題というのは、なかなか改善の兆しが望めない状態でございます。

そこで、担い手の確保、対策の拡充はということで質問をさせていただきます。今回の補正では、初期投資促進事業補助金で初期投資型の新規就農者が該当者がおられたようでございます。今回のような事業のように、新規就農者を募る支援は、大変にいいことだと思っております。しかし、担い手不足はやっぱり農家の長男とかの子供さんの跡継ぎが就農しないというのが一番の問題ではないかと思っております。これからは、例えば、親元就農者の支援拡充とか、現行の担い手確保の支援に、その事業に乗り切れないような担い手の発掘にも取り組まなければならないのではないかと思います。これからは、例えば、親元就農や退職後の、定年退職でもいいです。定年退職後の就農希望者とかそういう支援や、ただ農業、あるいは農業機械に興味があるような、そういった方の担い手の発掘も考えていかなければならないと思います。担い手を法人や認定農家に雇用できる場を構築できるようなヒセンも必要だと思っております。

そこで、最近、私がとてもいいことだと思ったのが、法人間の情報交換会議というのが開催されております。市内 10 の農事組合法人では、本市の農政課職員、それから熊本県地域振興局、JA の職員と定期的に情報交換を開いているわけでございます。その機会の中で農業機械導入支援の交付金を利用して機械を導入したんだけど、構成員の高齢化と担い手

不足で作業のシフトを組むのに大変苦労しているという意見がありました。今後も農政課のほうからも法人間で担い手の確保の議論は情報交換会議で今後も指導をいただいて、担い手確保対策を法人間全体で対策が見出せるような御指導をしていただきたいと思います。

また、その情報交換の中で出た意見で、法人間で繁忙期にオペレーターの応援派遣、あるいは地域を超えた作業委託や共同活動が可能になる、例えばミニライスセンターの設置とかそういう検討などの取組ができないという意見もあったわけでございます。このように農政課として情報提供や懇談の機会をこれからもいっぱい作っていただきまして、その取組に対する支援事業をぜひ実現させていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員おっしゃいますように、これまで管内で集落営農法人ということで、10 の法人化設立いたしております。しかしながら、設立までにつきましては、設立のための支援事業があったわけでございますけれども、設立後の経営の安定化を図ることが、やはり一番重要でございます。したがって、この 10 の農業法人の経営安定を図るために、現在、昨年度からでございますけれども、集落営農法人同士の連携を検討するための連絡会を発足いたしまして、これまで定期的に行っているような状況でございます。将来の担い手確保や作業効率化に向けまして、オペレーターでありますとか、大型機械の共同化等も検討を開始しているところでございます。また、地域での雇用や新規事業の取組などなど、地域で仕事を創出することが可能となり、集落の活性化につながるような取組も、今後引き続き法人間の連携を進めてまいりたいと考えております。

また、現在、阿蘇地域で 20 法人ほど設立がございまして、阿蘇地域のほうでもそういった連絡調整会議を行っておりますので、県のそれぞれの経営安定化に向けたソフト的な支援事業も活用しながら、市また農業関係機関と連携を取りながら、それぞれの法人が経営安定につながるような取組を、今後、支援また事業の活用あたりを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） ありがとうございます。各法人も会社組織と同じように、やっぱり、もうアルバイトでもいいからオペレーターが欲しいというような話もありました。ちょっと昨日、皆さんと話したら、自衛隊の定年が 55 歳なので、そういう人たちを募ったらどうかとか、それも本当に免許も持っていらっしゃるわけですからいいのではないかなと思っております。将来は会社組織にして雇用を生むような、また、法人化の統合とかそういうことも考えながら、これからも懇談会を通じて農政課のほうにはよろしくお願いしたいと思います。

次には、水田活用の直接支払交付金制度の見直しへの対応ということで、これは 5 年水張りルールの問題をさせていただきます。

これまで国が進めてきた減反政策で作付け転換による麦、大豆、飼料作物 W C S を作付けるとすることで食料自給率の向上に努めてきた農業者にとっては、率直には納得のいかない制度の見直しではないかと思っております。請願書を市のほうから提出なさいましたけれども、その請願書を提出した後の内容についての政府からの回答というのが何かありましたで

しょうか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） この制度の見直しに関しまして、熊本県内の自治体とも意見交換を交わしてございます。そういった中で、それぞれの自治体でもこういった意見書の提出等も行われている状況でございますけども、今回の制度見直しに関する意見書の提出後の状況といたしまして、現在のところ国からの変更見直し、緩和策等の内容的なものについては、まだ下りてきてない状況でございます。引き続き県内の状況を注視し、連携を取りながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） ありがとうございます。やはり、この5年水張りルールというのは、請願書にもありましたが、園芸農家ハウス、それから、土地改良区の中の休耕地、いつでも水を張れるんだけどちょっと5年では張れないという人には、非常にかわいそうな申し訳ない内容となっておりますので、引き続き要望活動のほうもお願いしたいと思います。

その後、水が張れない農地は、結局、畑になってしまうわけなんです。畑作を作らなくてはいけないということで、今、麦とかソバとか大豆とかというのを阿蘇市の農家の方は作っていらっしゃるんですけど、それに代わる時々出てきますジャガイモとか、そういう新規の作物を模索していかなければいけないと思いますが、農政課のほうではどうか考えてはいらっしゃいますか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 国の今回の制度見直しによりまして、畑地化に向けて促進するような施策も用意されておりまして、畑地化促進事業といったものでございます。今回、将来にわたって恒久的に水張りができないような農地につきましては、こういった畑地化促進事業を活用いたしまして、高収益作物、いわゆる主食用米と比較いたしまして収益性のある作物に転換、また、その畑作物の固定化といった部分を国としては示しているような状況でございます。したがって、今、議員おっしゃいましたとおり、施設園芸につきましては、基本的には水張りができないような状況でございます。そういった方々の意見も現在いただきまして、それぞれの機関のほうに反映をさせていただいておりますけども、基本的に、将来的にも水田活用の直接支払交付基金を受けずにそういった畑作物、高収益作物に転換するという農業者の支援といたしまして、ある程度まとまりのある地域のほうで取組がございすならば、そういった新規作物の導入、また市場動向等、消費者のニーズを踏まえて、地域間で調整できるようなソフトメニューもございますので、新しい品種の導入等も調整させていただきたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） ありがとうございます。水張りが5年間でできないルールに乗れない方も畑作促進事業ですか、これがあるということですけども、これも期限が付いているというふうに聞いてますけども、それからは、やっぱりその交付金をいただけないということで、非常に私の作っている近くの土地では、もう水中ポンプを更新することはちょっと無理だと

いう農地がたくさんあります。5 年間あるというふうに聞いたんですけども、その事業がなくなってしまうことも考えたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 畑地化促進業につきましては、畑地化支援ということで初年度に 14 万円、これは 10 アール当たりでございますけども、その後、定着促進支援ということで 5 年間、10 アール当たり 2 万円の交付金が下りるという形で、初年度とその以後の 5 年間の期間に畑作物を定着させるというふうな仕組みになってございます。こういった形で期間の設定はございますけども、それ以降の連携支援というところも必要でございますので、作物の生産支援でありますとか、また収穫機器の導入でありますとか、そういった既存の補助事業の活用といったものも関係機関と連携を取りながら支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） 新規作物の用意をされて、阿蘇特有の作物ができるようなことも考えていかないと、これから先、やっぱり遊休農地になってしまったりとか、それこそ有害鳥獣が増えたりとかということになってしまいますので、どうかそういう強化の対策を続けてやっていただきたいと思います。

次に、将来にわたり農業が継続していくためにはということで、今後の農業者の将来を考えてみると、やはり高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されます。将来にわたり農業が継続していくためには、担い手への農地の集約、又は遊休農地の抑制が必要だと思います。農政課では管理ができていないということで、遊休農地が増加し、有害鳥獣被害の悪化で農業経営が継続できなくなる事態を防ぐための今後の取組というのがありますか。御答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員おっしゃいますとおり、高齢化によりまして営農の継続ができない。また、リタイヤをされて農地が荒廃してしまうといったこと、どうにかして解消しなければなりません。そういった中で、現在、集落営農組織でありますとか、中心経営体を中心となって、昨日の一般質問でも申し上げましたけども、地域計画の策定ということで、まずは、その地域の中で誰がどの農地を今後活用して農業を展開していくのかといったところの話し合いの場をまず展開して、地域でのそういった計画をまず作り上げていくといったところを現在計画をいたしているところでございます。

また、将来にわたって継続的に農業を発展していくためには、まずは人材と農地が必要でございますので、そういった支援策も踏まえまして、地域計画策定後の連携支援を今後も引き続き検討してまいりたいと考えています。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） 遊休農地の抑制とか担い手の確保とかというのには、しっかり今後もしっかりお願いしたいと思います。

最後に、将来にわたり農業が継続していくために課長が思ってる強化していきたい、ある

いは農業振興についての思いを最後をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 繰り返しになりますけども、将来にわたって農業を継続、発展させていくためには、人材と農地の確保が一番でございます。そういった中で、その手段の一つといたしまして、地域での話し合いの促進でありますとか、農地中間管理機構の活用も含めまして、地域農業の中心となる経営体に農地を集積、集約化し、圃場の区画拡大など条件整備の改善を行いまして、大型機械、またスマート農業の展開も踏まえて、こういった区画拡大の必要がございます。また、そういった中で生産性の高い農業基盤の確立が必要であると考えております。

また、農畜産物の生産、また6次産業化による農畜産物の高付加価値化など収益性の向上に必要となる様々な施策の展開を講じてまいりたいと考えているところでございます。これは一番でございますけども、小中高校生、若い世代に農業の魅力や価値観を発信する取組を併せて実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 課長、ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

次に、2番の土地利用の方向性についてということで質問をさせていただきます。阿蘇市の総土地面積が3万7,630ヘクタール、そのうち耕地面積が8,740ヘクタールと、広大な農地を維持管理しております。今後、農業従事者の高齢化がさらに進み、衰退し、遊休農地が増加の傾向に推移することとなると、農畜産業の振興にも影響が出てくるのではないかと思います。本市でも農地周辺の状況の変化も予測して土地利用の検討も必要ではないかと思っております。

また、本市には、土地利用の有効性を図れば、産業、あるいは居住地に適する可能性のある農地が各地域に存在すると思います。これまで守るべき農地ということでもあり、土地利用の現状は思うように実現は難しいところもありますが、これからは農地を有効活用することも議論をしていくことが必要ではないかと思えます。

そこで、土地利用の現在の状況について、各所管の答弁を求めたいと思います。それでは、まちづくり課長から現状を御答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

まちづくり課としましては、企業誘致の観点から申し上げますと、土地に関しましては、現状、阿蘇くじゅう国立公園の中にありまして、そういった規制とか、あるいは農業の振興地域の制度上の規制もございまして、そういった規制がある中で、昨年度ですけども3月に、場所をあまり必要としないIT系の企業を10社ほど誘致をさせていただきました。これはサテライトオフィスへの進出企業でございます。そういった取組をちょっと先行しております。それと、いこいの村ですとか、あるいは火の国会館、そちらのほうの有効活用のほうを

優先して現在取り組んでいるところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 課長、ありがとうございました。続けて、農政課の現状をお聞きしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

農政課といたしましては、農業振興施策、いわゆる農業振興を図るべき農地の確保という形で、現在、そういった農用地区域内優良農地につきましては、できる限り確保、維持をしているようなところでございます。これにつきましては、農業振興地域整備促進計画に基づきまして線引きを行ってございまして、農用地区域内におきましては、それぞれの補助事業の投入を行っているような状況でございます。したがって、農用地区域以外の農地につきましては、できる限りそういった農業者の相談等も踏まえまして適宜転用など営農以外の部分で展開を図っているような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 課長、ありがとうございました。続けて、住環境課の現状をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） お疲れさまです。住環境課のことについて御回答させていただきます。

本市の農業振興地域については優良農地を守ることが大前提でございます。本市につきましては、世界文化遺産を目指す本市にとって景観部分であったり、そういった部分が非常に重要になってくると考えております。今の段階で言いますと、こういった農業振興地域が外れることがあったり、大きな企業あたりの進出等あれば、住環境課におきましては建築確認や景観条例、そういったものを各種法令に基づいてちゃんと指導してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） ありがとうございます。やはり、国立公園内であること、それから農業振興地域であることということで、三つの課に質問をしましたが、御協力をいただいて、この農業振興地域であっても国立公園内であってもどうにかできないかという話でございますけれども、課長、ありがとうございました。もういいです。

ということで、2番目の定住地拡大などを目的とした農業振興地域の変更など、土地利用の検討をということで、これは市長に御答弁をお願いします。農業振興地であっても地域や区域を先行し、協議をした上で土地利用の実現が可能となる検討をするべきだと思っております。例えば、国道57号線沿いでいこいの村の駅があり、そして、今は稼働しておりませんが、市所有地のいこいの村のある地域の開発に着手できないかということでございます。この農地は水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う水張りが現状、今後ポンプの更新が見込めず、数年後には畑作地の交付金対象にもなくなる農地が大半でございます。東側に行きま

すと、泉川からその先は工場や居住地が開発されております。国立公園内、農業振興地域でありますが、何とか検討ができませんでしょうか。市長、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 佐藤議員のただ今の質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、その前に、今やり取りをやられて私の感じたことを率直に申し上げさせていただきたいと思います。

確かに高齢化でもありますし、担い手の不足もあります。遊休農地も増えてきたということでもありますけれども、これは農政課長の発言の中にもありましたように、やっぱり今後担い手の皆さん、そして経営を新規産業でやっていく皆さん、安心して仕事のできる、そして生活のできる、そんな方向性をきちんと定めていかなければ、とてもじゃないけれどもなかなか今の制度の中でチャレンジしていくということは不安感だらけで、先行きどうなるか分からない、そんな状態の中で国の農政は果たしていいんだろうかということをかねがね思っております。特に今年については温暖化の現象ですね。これはもう以前から表れておったことであると思いますけれども、極端に温暖化で気候が変わってきた。そして、農業をやる皆さん方というのは、この気候の変動と、そして水と、またそういうことによってこの植生がそれぞれありますから、それによって影響を受けてくるから、いざ収穫になってくると開けてみるととんでもない、そんなものになってきているというのがもう現実、今ちゃんと自然が示してくれているものだと思っております。そういう中におきまして、やっぱり水田の利用も何か知りませんけれども、5 年間の水張りはオーケーだと。たかが 5 年間で果たしてやっていけるんだろうか。せめて農業経営、何でもそうですけれども 10 年単位で今後は考えなければいけない問題でもあると思っておりますし、その辺のところが非常に手薄であるなということと、農業の皆さん方の気持ちということ、ましてその地域の気持ちということをつかっているなということを感じました。

昨今がありますけれども、お米が 2 万 2,020 円に上がったということで、私も非常にこれはいいことだと思います。でもこれは恐らく単年度と思うんです。単年度でこんなことで上がり下がりやってもらっては困ると。やっぱり農業経営をして担い手をする。そして、やっぱりそれ以上に新規参入者が増えるということは、生活ができていけることが一番ですから、こういうところでも 10 年単位で価格の決定をしていただければならないんじゃないだろうかということを思っておりますし、気候変動においても、最近は技術が非常に発達しておりますし、IT 知能というのも活用しますと、10 年先のことがどのように天候異変が起こるのか。そしてどうなってくるのかというのは予想はできるわけですから、そういう中できちんと私はやっていくべきことにもう来てるんじゃないだろうかということを思っております。特に農業をやっている皆さん方については健康もありますし、命もありますし、そして日本を守る米という国民にとってなくてはならないものが米騒動ということに、昨日五嶋議員が言いましたように、なってるということは、返す返すも残念であると思っております。

これをやりますと、まだまだあと三、四十分かかりますので、もうこの辺で自分の総意的な考えは終わらせていただきますけれども、その中のいろいろ今まで言ったことの中で、や

っぱり土地利用という問題です。いこいの村のあの近所の佐藤議員がおっしゃられたところについては、これが将来にわたって、やっぱり将来というよりもまだまだこれが解消されていないというのが不思議であると思っておりますし、私もそういう意味では自分の怠慢さを聞いて反省をしたところでもあります。以前から聞いておったことでもありますし、福祉の施設とか学校施設とかそういうことだけじゃなくて、阿蘇市のほうでこういうところについてはやっぱり解消して、そしてみんなの活力を呼び込んでいこうというような取組が必要であると思っておりますし、そういうのを行政の中で期間決定をしながら、ここについては阿蘇市はこういうことで取り組んでいくということで関係機関の県とか、あるいは国のほうに積極的に働きかけながら、土地利用者の皆さん、そして地域にとって、それと同時に阿蘇市にとってよくなるようなそういうチャレンジ、取組、いわゆる、先ほど申し上げましたように突破力というものをここで思い切り発揮し、発揮抜かないとこの我々の阿蘇、せっかくの資源がたくさんありますから、台無しになってしまうんじゃないだろうか。そういうものを総合的に考えてこれからもそのことをしっかり意識をしながら、これから取り組んでいきたいということを思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 市長、ありがとうございます。大津町や菊陽町では盛んに土地利用が行われてるということもありますから、阿蘇市はあんな大きなやつでなくてもいいと思うんですけども、これからそういうところが検討ができるようなふうになることを祈っております。どうもありがとうございます。

○議長（菅 敏徳君） 5番議員、佐藤和宏君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩といたします。11時10分に再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、1番議員、杉谷保信君の一般質問を許します。

1番議員、杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） お疲れさまです。1番議員、公明党、杉谷です。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、最初にGIGAスクール構想でタブレット端末を活用した防災体制の強化についてとして質問をさせていただきます。昨年の9月議会でも質問をさせていただきましたGIGAスクール構想ですが、この構想によって全国の小中学校にインターネット環境が整えられ、児童生徒に1台ずつタブレットなどのデジタル端末が配備され、学校のDXが進んでいる状況です。このデジタル端末を学習だけではなくて、防災体制の強化に生かすことができない

かとの御提案です。これは熊本日新聞 9 月 4 日付にも掲載をされた記事の内容にもなります。各学校によって立地条件が違う状況もありますが、阿蘇市内の学校では、各種の災害が危惧されていると思います。現に平成 24 年 7 月の九州北部豪雨のときは被災をしております。学校が川に近いのか孤立しやすいのかなど、立地によって様々な備えもできるかと思えます。学校でも総合学習の時間等を用いていろいろ勉強をされていると思いますが、そこで質問をさせていただきます。このデジタル端末を使って自分たちの学校がある場所がどのような場所に位置していて、どのような危険があるのかなどの学習はされていますか。御回答をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

1 人 1 台のデジタル端末は汎用性が高い機種を今導入しておりますので、多くのニーズに対応ができる環境を整備しております。防災について効果的な学習をする上で、議員が申されたような身近な題材をテーマにすることもありますし、そのほかにも実際の避難方法や避難先での対応などをテーマにするなどの、その視点、題材も学校、あるいは学年などで多種多様に広がります。このような防災教育においてもデジタル端末はデータの収集、事例の把握、映像による認識など幅広く活用することが可能でございます。このように防災学習の内容は各校、各学年で違いはありますが、共通して重要なことは、児童生徒が防災に関する意識を持つことであり、学校においてはいろんな角度から防災意識向上の学習を進めているところです。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。例えばなんですが、阿蘇市でもう発行をされていると思います。防災マップと国土地理院が重ねるハザードマップなど Web 上の電子地図等を使って自宅や学校周辺のリスク等を理解することも大事だというふうに思います。水害だけではなくて自然災害はいつどこで起こるかは分かりませんので、備えは大事じゃないかなというふうに思います。各学校でも保護者が参加できる安心安全メール、これは私がまだ息子が高校時代のときに使ってたメールなので、現在の名称等は詳しくは分かりませんが、そういうメール等を通じて各種の連絡はされているものというふうに現在も思います。今やメールや LINE 等、学校や各自治体から様々なお知らせが入るようになっていて、逆に情報過多かなというふうに思えるようなところもあるかなというふうに思います。例えばですが、親子 2 人の家庭があって、いろいろな連絡は親の端末、スマートフォン等に入るようにはなっているとは思いますが、朝、親が早く仕事等に出かけて、子供 1 人が自宅にいて自然災害が発生した。そのときの連絡手段としてデジタル端末の利用ができないかということです。お知らせ端末や防災無線もあるかとは思いますが、複合的に連絡するというのも一つの連絡手段だと思いますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） やはり情報というのは重要にはなってくると思います。しかし、災害に関する情報の読み取り、対応に関しては、やはり原則として保護者の判断、管理のも

とにあることが重要になるというふうに考えております。今後、もし複合的、あるいは直接緊急的に子供たちに直接情報提供するようなシステムを構築する必要がある場合は、情報の多さや複雑さに子供たちがやはり戸惑わないように、そして、子供たちが情報の受け取り違いをして不測の危険な行動とかを起こさないような、そのように分かりやすさ、正確さの確保、事前想定によるルール作りなど、やはり子供たちの安全を第一として考えて、保護者、学校、行政による慎重な考察検証が必要になるというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。今言ったように、情報過多、また受け取る子供によっていろいろ情報は変わってくるのかなというふうに思いますので、それはもう短絡的な連絡だけでいいと思うんです。自宅に待機してくださいとか、どこかに逃げてください、あまり的確じゃないのかなと思いますが、そういうことも一つの手段かなというふうに思いますので、検討いただけたらなというふうに思っております。近年、気象災害の激甚化等が指摘されています。昔では考えられないような災害が起きていることもまた事実だろうというふうに思います。あまり情報過多になることもいかなものかと思いますが、子供の安全安心を最優先に考えていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。課長、ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいというふうに思います。軟骨伝導イヤホンの窓口設置についてです。高齢者や耳が聞こえづらく不自由に感じておられる方が市役所等の窓口に行きづらいとお話を聞くことがあります。今、市役所の窓口には、私の先輩議員である森元元市議の提案で耳マークの設置はされております。第三の聴覚経路として注目されている軟骨伝導イヤホンとは、耳の入り口付近の軟骨を振動させ音を伝える仕組みで、平成16年に奈良県立医科大学の細井裕司学長によって発見されたものです。現在、高齢の方、難聴の方が生き生きと活躍できる社会の実現に向け、医学知識や技術を地域経済に生かす取組がされております。一般財団法人日本補聴器工業会の昨年度の調査によると、日本の難聴者は人口の11.3%、人数に換算すると1,400万人以上おり、医療機器が高額なことなどを理由に、そのうち補聴器所持率は14.4%、約200万人、残りの1,200万人以上が聞こえにくい状況で日々の生活をされていると推察をされます。高齢化に伴い、さらに増えると推察されます。軟骨伝導イヤホンは耳に軽く当てるだけで利用できる装置で、装着時の痛みが少なく、通常のイヤホンのように耳穴を塞がない上、左右のイヤホンの音量を個別に調整でき、片耳だけでも使用できます。また、軟骨伝導イヤホンは、集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、小さな声でもはっきりと聞くことができます。このため大声で話すことにより個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシーの保護にもつながります。この軟骨伝導イヤホンの導入によりこれまで以上に円滑にコミュニケーションや意思疎通が取れることになると思われます。ある自治体、これは東京の自治体ですが、市役所内の市民課に軟骨伝導イヤホンを導入されています。窓口対応の時間短縮も見込まれ、今後、高齢者の方々が利用される施設への導入も検討されているそうです。軟骨伝導イヤホンを窓口設置することにより、高齢の方々が安心して窓口に来ていただけるよう、住民サー

ビスの向上にも大きくつながるものと確信します。

そこでお聞きをいたしますが、現在、市民課の窓口で高齢の方や難聴の方が窓口に来られた場合の対応についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

市の窓口は障害のある方も当然御利用になられますし、高齢の方など様々な方が利用をされます。対応する職員はどなたに対しても丁寧で、かつ分かりやすい説明に心がけて対応しているところでございます。特に声が聞き取りづらい方が窓口に来られた際には、プライバシーにも十分配慮をしながらゆっくりと分かりやすく優しい言葉で話しかけるなど、必要に応じて筆談による対応も行っているという状況でございます。

また、市民課、福祉課など窓口を構える部署では、現在も感染症対策の亚克力板等も設置されておりまして、非常に声が伝わりにくいという状況もございます。来庁された方とのコミュニケーションもしっかり取れるよう、窓口を利用される方の目線で現在のところ窓口対応しているという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 別室での対応とかは今のところされてないということですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 先ほど個人情報等も周囲に聞かれることも懸念されるということもございますので、特段、別室にて対応するということも当然あるというところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。県下でも少しずつではありますが、軟骨伝導イヤホンの窓口設置をされている自治体もあります。認知症の要因の一つに難聴があります。軟骨伝導イヤホンの活用で難聴で困らない社会の実現が認知症の軽減にもつながると思います。その上で、今後、本市での窓口でも市民サービスの一環として、この軟骨伝導イヤホンの窓口設置を提案させていただきますが、市としての考え方をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 県内市におきましても、既に八代市、山鹿市、それから宇土市で、あと何市かこれから導入のほうを検討しているという話を聞いております。市議が言われるとおり、難聴を要因とする認知症の発症といった部分の関係性も、現在、社会的にも注目されているというところございまして、軟骨伝導イヤホンを使用し聞こえをよくすることで、認知症の予防にも役立つという見方もあるようでございます。

また、窓口を利用される高齢の方などは、家族等の付添いで来庁されるケースが多いようですけれども、このケースのほとんどが窓口の利用に何らかの困難さを生じている場合があると思われますので、難聴や声を聞き取りづらいなどの理由であれば、この軟骨伝導イヤホンを設置することによりまして付添いなしでも窓口の利用が可能となり、ひいては住民サー

ビスの向上にも大きく寄与できるものと思っております。本市といたしましても市民の皆様にとって利用しやすい窓口となるよう、また、職員側に対しても対応しやすく働きやすい窓口となるよう検討を進めていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。誰でも相談しやすい環境を整えることは非常に大事だと思いますので、ぜひとも導入に対し前向きに御検討お願いいたします。課長、ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。アピアランスケアについて何点かお伺いをいたします。アピアランスケアには外見という意味があります。アピアランスケアはがんやがん治療によって外見、見た目が変わっても心地よく生活を送ることができるよう行われるものです。専門知識を持った医療者が行うこともあれば、自分や家族が適切な情報を得て行うものもあります。がんの治療によって起こる外見の変化には薬物療法や放射線治療による脱毛や皮膚の変化、手術、外科治療によってできる傷などがあります。このように外見の変化によって自分らしくないという思いを持ったり、人前に出ることに消極的になる。病気だということが周りに分かってしまうという心配や辛さを感じたりする人も多くいらっしゃいます。そんな気持ちを抱いたときには、アピアランスケアを通じて気持ちを楽にし、自分らしい生活や社会とのつながり、治療への意欲を保つことも非常に大切だと思います。アピアランスケアは、性別や年齢に関わりなく子供から高齢者まで、がんやがんの治療によって外見が変わり、その人自身が必要だと感じたときに行うものです。外見が変わっても気にならないときにはアピアランスケアにこだわる必要はないと思います。

そこで何点か質問をさせていただきます。現在、阿蘇市ではがん患者アピアランスケア推進事業をされておりますが、その内容を簡単にお聞かせください。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） お疲れさまです。

御質問にありましたアピアランスケアですが、本市におきましては、今年4月以降に購入された分からを対象としまして、阿蘇市がん患者アピアランスケア推進事業助成金交付要綱を制定しておりまして、ウィッグ（かつら）の費用に対する助成を行っております。

ただ、現在のところ申請に係る御相談や申請も行われておりませんので、現在の助成状況は0件というところになります。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。まだ1件もないということは、この先、アピアランスケアにも何種類かはあると思うんですが、外見が大きく変化することによっての補助の拡大とか、そういう部分は今のところは考えられていないというところでよろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 現在のところの申請も御相談もないという現状ではあります。今がんは早く見つけて治療をして、あとは共生する、付き合っていくという時代にな

っておりますので、いろいろ住民さん方のお気持ちや御相談などもお聞きしながら、今後の対応は考えていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。4月から始められたということで、まだそれほど大きな周知がなされていないのかなというふうにも思います。私もこの質問を考えて阿蘇市のホームページを見たときに、あら、やっていらっしゃるんですねという感じでちょっと記事を見つけてしまいまして、本当は質問しようかどうか迷ったんですが、ちょっとこれから先、がん患者は増えると思いますので、こういう形の質問をさせていただきました。よろしければ、今後、自治体独自での費用の一部負担がだんだん大きくなると非常に厳しいと思いますので、私たちも国会議員等いろいろおりますので、そこら辺に強力に後押しをお願いしていきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。任意接種ワクチンについて何点かお伺いをいたします。おたふく風邪ワクチン接種についてお伺いをいたします。公明党の住民相談での相談内容です。子供さんが小学校に上がり、健康診断で耳に異常が認められ、精密検査を勧められて開業医を受診したが原因等は分からない、総合病院での受診を勧められて検査を受けたが原因不明、最後は大学病院へ行くよう勧められ、ようやく原因がおたふく風邪であることが分かったそうです。医師からワクチン接種をしていればムンプス難聴になっていなかったかとも言われたそうです。この御両親のお子さんがおたふく風邪にかかったことも分からなかったみたいです。

そこで、こういう子供を出さないためにおたふく風邪ワクチン接種を公費にできないかとの相談があったそうです。阿蘇市でもおたふく風邪ワクチン接種は任意だと思いますが、このおたふく風邪ワクチンの接種状況が分かればお教えてください。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 任意接種のワクチンは予防接種法に定めてない予防接種や定期の予防接種の対象年齢から外れているものとなりますが、御質問にありますこのおたふく風邪のワクチンは任意接種となりますので、現在のところ阿蘇市では費用助成は行っておりません。ですので、実施状況も把握できてないという状況になります。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 分かりました。ありがとうございます。やっぱり任意は全然数の照会ができないということですよね。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） はい、できません。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。じゃあ、もう次に、今、阿蘇市でも助成をされております带状疱疹予防接種ワクチンについてお伺いをいたします。子供のころ水疱症にかかった方もいるかと思います。この水疱症は一度かかり直った後も、実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となっ

て再発症することがあり、これが带状疱疹と呼ばれるものと聞いております。带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の 90%以上の方の体内に潜んでいて、50 歳を境に急激に上昇し、60 歳代から 80 歳代でピークを迎えます。80 歳までに約 3 人に 1 人が带状疱疹になると言われております。また、皮膚症状が治った後も 50 歳以上の 2 割の方に、長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる可能性もあると言われております。今、阿蘇市では、本年 4 月より带状疱疹ワクチン接種の公費助成をされていますが、現在までの接種状況をお教えてください。よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 带状疱疹のワクチンですが、発症の抑制及び重症化予防、経済的負担の軽減という意味で阿蘇市带状疱疹ワクチン予防接種費用助成要綱を制定し、今年 4 月からワクチンの費用の一部助成を行っております。9 月 18 日、昨日現在ですけども、延べ 156 名の方がこの助成事業を利用されております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。結構な方がやっぱり受けられているということなんです。これは 2 種類あったと思うんですけども、2 種類の部分の説明をちょっとしていただいてよろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 大部分が带状疱疹ワクチンのほうを受けていらっしゃるって、水痘ワクチンを受けていらっしゃる方は 4 名だったと思います。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。やっぱり、皆さんいろいろ带状疱疹にかかる可能性があるということでありますので、先ほど申したように 50 歳以上の方に急激に発症が広まるということもありますので、私どもとしても何とか国の制度として保険適用制度にできないかというふうに意見も多々届いておりますので、私たちもこの声を国政に届けていきたいというふうに思っております。

最後に、HPV ワクチンキャッチアップ接種について伺いをいたします。HPV ワクチンは、2013 年 4 月に定期接種化されたものの、接種後の様々な症状の懸念が呈せられ、同年 6 月から積極的接種勧奨の差し控えとなり 10 年以上が経過しております。その結果、2010 年に約 70%あった接種率が 1%に激減し、罹患するリスクが導入以前に戻ってしまったと伺っております。今阿蘇市では、お知らせ端末やスマートフォンアプリ知らせますケン等で HPV の予防接種等を盛んに通知をされております。このことはすばらしいことだというふうに思います。このワクチン接種の助成対象者がキャッチアップ接種と定期接種の 2 種類の方がいらっしゃると思います。

そこで、簡単で結構ですので、この定期接種とキャッチアップ接種の違いを教えてください。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 定期接種の対象者は、従来の小学校 6 年生から高校 1 年生

までの女子となりますが、キャッチアップ接種は、先ほど議員がおっしゃられました国の積極的勧奨が差し控えになりましたため接種の機会を逃した平成9年から平成19年度までに生まれた女性を対象にして実施しているもので、このキャッチアップ接種は今年度で終了ということになります。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 今年度終了は、これは国の方針で終了ということですか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 国の方針として本年度で終了ということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 分かりました。ありがとうございます。じゃあ、接種対象者の方には、これはお知らせ端末等では先ほど言いましたが、いろいろ周知をされておりますが、個別的な通知はされておりますか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 個別の通知は実施しております。キャッチアップ接種が始まりました年に全員に通知をいたしまして、毎年、キャッチアップ接種の対象になるのが学年で言うなら高校2年生の方々になりますが、その方々には毎年また改めて通知をしているところです。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。キャッチアップ接種の方で阿蘇市内での医療機関での受診が基本だというふうに思いますが、仕事等の関係で阿蘇市以外で接種を受けることは可能でしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 定期接種となりますので、阿蘇市以外の医療機関でも熊本県予防接種広域化事業に加入されている県内の医療機関で接種することもできます。また、大学等で県外に行かれている方もいらっしゃると思いますが、県外で接種を希望される場合は、阿蘇市予防接種実施要綱というのがございまして、それに基づき申請を受け付け、該当となれば定期接種としてほかの県での接種も可能です。ただし、そのときは費用は一旦お支払いいただきまして、阿蘇市乳幼児予防接種費用助成に関する要綱というのがまた別にございますので、それにより市の基準額の範囲内とはなりますが、その中で払戻しをするということで対応をしております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。阿蘇市以外での接種という部分はちょっと問い合わせがありましたので聞いたところでございます。受けられるというところで御回答させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

子宮頸がんの罹患年代は妊娠、出産、子育てのピーク時と一致し、少子化にも非常に影響をもたらしております。豊かな阿蘇市を作るため、今後とも情報の発信、情報提供等について検討していただいて、子宮頸がんの予防に向けた啓発活動をお願いいたします。

阿蘇市はほかの自治体に比べると保健福祉については素早く手を打っておられるというふうに私は個人的には感じております。この体制で住みよい阿蘇市を築いていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君の一般質問が終わりました。

続きまして、4 番議員、竹原真理子君の一般質問を許します。

4 番議員、竹原真理子君。

○4 番（竹原真理子君） 4 番議員、竹原真理子です。よろしくお願いいたします。9 月議会最後の質問をさせていただきます。大変お疲れとは思いますが、どうかもうしばらくお付き合いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

離農した畜産農家の施設の利活用について。私は、昨年 3 月と 12 月に畜産農家の現実と課題を述べさせていただきましたが、現状はさらに悪くなっております。今月の家畜市場においてもさらに安値で取引されており、1 日目の雄の黒毛去勢牛が最低が 1,100 円で行きました。1 頭がですよ。100 グラムとか 1 キロじゃなくて、1 頭が 1,100 円で行きました。その子牛はやはり見た目も悪く、足が悪くて、でも体重は小さいのは小さいんですけど 220 キロ行きました。私も 40 年近く畜産をやっていますが、これほどまでに安い牛を初めて聞きました。農家さんの気持ちを考えると、やはり 1 頭は 1 頭、ちゃんと一つの命で行きます。そのような命が 1,100 円というのは、とても胸が締め付けられる思いで行きます。このような状況の中、泣く泣く廃業せざるを得ない農家さんが増えてきています。残ったのは借金と野積みされた堆肥や牧草、使用済みのラップやネット類が散乱し、畜舎の周りには雑草で生い茂り、そこにイノシシやアナグマ、カラスなどが我が物顔でやって来て、堆肥の中のミミズや虫を鼻であさって食べたり昼寝をしたり、1 日中走り回っているそうです。近隣の畑にも出没し、何を植えても作物が育たないと嘆いておられます。有害鳥獣対策ももちろん必要ではございますが、環境と共存するためにも畜産施設はまだまだ健在で使える状態で行きます。

そこで、阿蘇市独自の農地バンクの畜産版を提案させていただきたいと思います。新規就農者や施設を利用して事業を始めたい人たちに使っていただける、そのようなシステムを作っていただけないでしょうか。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

農地バンクの畜産版といったところの御提案でございます。新規就農者におきましては、実際、離農された方の施設、また機械、農地を継承することによりまして設備等に係る初期投資を抑えて経営が開始できることでありますとか、経営自体を継承することで、安定した経営が引き継がれることが期待されているところでございます。また、離農された畜産農家の経営継承という形でございますけれども、これにつきましては、離農する方の事前情報が非常に乏しいことから、把握が非常に難しい状況でございます。また、仮に離農された方の継承の状況でございますけれども、基本的には個人間でされているというふうな状況を聞いておる

ところでございます。

また、そういった農地バンクの畜産版でございますけども、現在、熊本県の農業会議のほうで、約3年前でございますけど、令和3年に熊本農業経営支援センターを設置いたしましたして、経営移譲を希望する畜産農業者と新規就農者のマッチング支援でありますとか、経営継承の支援事業も準備されているような状況でございます。したがって、地域内外の担い手や新規就農者が経営移譲希望者が提供した詳細なデータベースを活用できるのではないかとということで、積極的にこういったセンターの情報を御紹介してまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 今の農業会議でそういうシステムを作られてるというのを聞いて、ちょっとほっとしております。しかし、畜産は阿蘇の基幹産業の大事な畜産でございます。ぜひとも支援していただき、畜産王国阿蘇を守ってもらいたいと思います。これに対して何か案はありますでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 本市の農畜産業の年間農業産出額でございますけども、約150億円から160億円程度で推移してはございますけども、その過半を畜産が占めている状況でございます。阿蘇市の基幹産業であります農畜産業を維持するためにも、畜産の支援といったものが今後も必要であると思います。

また、日本国内でも類のない草原、こういった広大な草原を維持、保全されている大きな部分につきまして、やはり畜産、放牧や採草といったものが大きなところでございますので、そういった総合的な支援、また畜産の経営的な寄り添った支援という形もそれぞれ畜産関係団体、また県あたりとも連携を取りながら、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。どうか畜産を以前のような活気のある農業国にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。ふるさと納税に関する質問です。このふるさと納税というのが税制改正により導入された制度ということで、平成20年に始まり、今や全国の多くの自治体で重要な財源となっています。大阪市にある株式会社ふるさと納税総合研究所が、令和2年にふるさと納税分析レポートを発表し、全国の自治体の歳入額に占めるふるさと納税額の割合を分析しています。それによりますと、全国を合計するとこの率は0.85%という低い率になりますが、上位58番目までが10%を超える額をふるさと納税寄附で稼いでおり、熊本県の自治体はその中に4か所入っているそうです。一時期、一部の自治体が安くお得な家電製品を返礼品にそろえるという、まるでバーゲンセールのような手法を取っていることが問題になったことも記憶に新しいことです。価格競争では永続的な寄附、利用者の広がりにはつながりません。とはいえ、さきに紹介した分析レポートでは、自治体はその産業規模や人口に関わらず創意工夫や努力によってふるさと納税額を増加させ

ることはできると述べております。ふるさと納税というものが全国的に注目され、利用者が急増したきっかけは、平成 23 年の東日本大震災でした。そして、我が熊本、阿蘇でも平成 28 年の大地震の際、全国からふるさと納税で支援しようという寄附者が激増し、南阿蘇村や西原村では前年度の 20 倍を超えるほどの増収となったことは、私が説明するまでもなく、十分皆様は御承知のことと思います。ふるさと納税開始当初は、自分の故郷や観光で訪れた土地などゆかりのある地域を選ぶものでしたが、今や自分の寄附が何に使われているのかという明確な目的が分かった場合には、それじゃあここに寄附をしようかという意思が働きます。自分の寄附が具体的に役に立つと分かることが選ぶ行為を促進するものではないでしょうか。阿蘇市でもふるさと納税による収入は重要な財源であり、魅力的な生産物を返礼品にそろえ、地元商品を取り入れるなど工夫を凝らしておられ、その結果、年々額も増え、令和 3 年には 2 億円を超えました。ところが、阿蘇市のふるさと納税が何に使われているのか。寄附をする方にも明らかにされていません。阿蘇市のふるさと納税公式サイトの中にある寄附金の使い道のページには、ただ一言、阿蘇市の全般的な事業とだけ書いてあります。これでは寄附した方々からすれば、単なる商品の購買と変わらず、引き続き阿蘇市に寄附をしたいといったモチベーションが少し低くなると思います。商品を選ぶのではなく、阿蘇市に寄附をしたいから阿蘇の中で選ぶにする工夫をしていただきたいと思います。これは口で言うのは簡単なんですけど、これを実際、どういうふうに工夫するかというのは、本当皆さん大変だと思いますけども、ふるさと納税の使い道と今どのくらいたまったかというのを教えていただけませんか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、どのくらい寄附があったかということでございますが、これは阿蘇市のふるさと納税ですけど、平成 29 年から始めております。昨年が 2 億 7,000 万円という金額の寄附をいただいております。

どのように使われてるかにつきましては、現在、ふるさと納税の事業に係る経費について 50%を超えてはいけないというふうな決まりがありまして、例えば、ふるさと納税を告知するポータルサイトの手数料とか返礼品の代金、それから送料、それからプロモーションの経費とか、そういったところをまとめて 50%を超えてはならないというふうになっております。残りの部分について、今のところ一般財源のほうに充てられているというふうなところの認識であります。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4 番（竹原真理子君） このふるさと納税も企業版というのがございますよね。これはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。企画財政課のほうでは、企業版ふるさと納税についてお答えさせていただきたいと思います。

これまで企業様からいただきました寄附額につきましては、物品の寄附以外になりますけ

れども、令和5年度が6件の220万円、それから、令和6年度につきましては、8月末現在になりますけれども3件の300万円でございます。一定額以上の寄附をいただいた場合においては、市長のほうから直接感謝状を贈呈させていただいているところでございます。

なお、活用状況といたしましては、内閣府から認定をいただいております地域再生計画、こちらに位置づけられた事業が基本的には対象となります。企業様からの御希望、御提案に応じた事務事業に現在としては活用させていただいているところではございますが、今年度につきましては、子育て成長支援といたしまして育児手当などに活用させていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。企業版じゃなくて一般のふるさと納税には、基金活用はされていますでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 企業版のふるさと納税につきましては、令和5年3月にまち・ひと・しごと創生推進基金条例を制定しまして、既に基金としては設置済みでございます。個人版のふるさと納税の基金造成につきましては、用途を特定することで賛同を得やすい事業については寄附が集まる可能性がございますが、反面、優先順位や緊急性の高い事業などに寄附が集まらない場合など、行政として使いたい事業に予算を使うことができない、そういった財源の硬直化を招く恐れがあるというところもございます。基金の設置については、用途を特定することによるメリットとデメリット、担当課と十分に検証しながら慎重に取り扱っていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。ふるさと納税も企業版じゃなくて普通のふるさと納税のほうの基金創設というのは計画はありますか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 現時点では、基金の創設予定はございません。今現在、非常に一般財源としていろんな事業に活用をさせていただいているところでございます。寄附をされた方の思い、御意見を伺いながら慎重に取り扱っていきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。魅力ある阿蘇市、住みたくするような阿蘇市、子育てとかそういうすばらしい阿蘇にするためには、やはり財源が必要でございます。

最後に、市長に将来のふるさと納税の活用予定というのでどのようにお考えですかを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。やがて正午になります。竹原真理子君の一般質問の時間の途中でございますが、このまま続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは続行いたします。

市長。

○市長（佐藤義興君） 今の竹原議員の質問についてお答えをさせていただきたいと思いま

す。

ふるさと納税寄附金ということでもありますけれども、特に企業のほうの基金ということではなくて、一般にふるさと納税、入った場合に基金を積み立てながら、そして一つの目的税としてこれを使ってはどうかというような御提案かなとは思っておりますけれども、この基金の問題と果たしてそれを積み立てることによって、まだ勉強不足なんですけれども、阿蘇市がやっぱり人口に応じて、またその税収等に応じて普通の国のほうから交付する金額というものが出てまいりますけれども、そういうことで、それとは別途、そうやって基金で積み立てるということが果たして許されるものかどうか。それをするによって、交付金のほうが今度は減額されるとかそういうことはないんだろうかなということを、まだ勉強不足ではありますけれども、そう思っているところが一つあります。

それと、この基金を作った場合、ある程度やっぱり持続可能なそういう制度というのも作らなければいけないということでは思っておりますけれども、まだまだ阿蘇市の場合は、ここにもありますように2億7,000万円ということで、それからいくと目的基金というものは、なかなかやることによって、やった以上は今度は持続してやっていかなければいけないと。お金が足りなくなってきたからやめますというわけにはいかない部分がまた出てくると思っております。ですから、今いただいた課題は課題としていただきながら、もっとふるさと納税、多くの皆さん方にひとつ御協力をいただけるように工夫をしながら頑張っていくことが、今、喫緊の課題かなということを思っておりますし、もしそういう基金をやった場合は、やっぱり10年なり20年なり続く、そんな制度ということにしないと、また市民の皆さん方に対して裏切ったというような、落胆させたということもなりかねないと思っておりますので、ここは慎重に検討していくことが大事かなということで思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。何しろふるさと納税というのは、もう本当魅力ある財源でございますので、何とぞこれからも皆さんが寄附していただけるような、そういう工夫をしていただいて潤っていただきたいと思います。本日はありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこのあたりでとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、午後1時00分から再開いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（菅 敏徳君） お疲れさまです。休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第 111 条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定をいたしました。

追加議案があります。準備しますので、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。市長から、議案 2 件が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。それでは、議案 2 件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第 1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 令和 6 年第 5 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 77 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」

本件は、職員の戸籍総合システムへの不正アクセス及び戸籍の不正閲覧に際し、国及び他自治体等と与える多大な影響を鑑み、市政の代表者としての責任を負うべく市長等の給与について、減額措置を講ずるものであります。本条例の一部を改正するものであります。

議案第 78 号「和解及び損害賠償の額の決定について」

本件は、令和 6 年 6 月 24 日、国道 212 号において発生した公用車によるガードレールへの物損事故について、和解及び損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 2 件（条例 1 件、その他 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加日程第 2、議案第 77 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」及び追加日程第 3、議案第 78 号「和解及び損害賠償の額の決定について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決

までを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号及び議案第 78 号は、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

追加日程第 2 議案第 77 号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第 2、議案第 77 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。ただ今議題としていただきました議案第 77 号「阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

17 日に追加配付をさせていただきました議案書 1 ページをお願い申し上げます。提案理由につきましては、ただ今市長のほうから説明されましたとおり、今回の戸籍総合システムへの職員の不正アクセス及び不正閲覧に際しまして、法務省をはじめとする国の機関、また他自治体に与える多大な影響を鑑み、市政の代表者であります市長及び副市長の給与の減額措置を講ずるために本条例の一部を改正するものでございます。

開いていただきまして 2 ページをお願い申し上げます。2 ページ目の一番下のほう、第 5 項になってきます。附則に下線部、第 5 項を追加いたしまして、令和 6 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までの 2 か月間、第 1 条の規定に関わらず、市長の給与につきましては 100 分の 20 とあるのを 100 分の 40 に、副市長にあっては 100 分の 10 を 100 分の 20 とするとの規定を追加するものでございます。

現在、市長の給与につきましては 2 割、副市長の給与については 1 割の減額措置を行っております。しかしながら、今回の事案の重大さを鑑み、市長につきましては 4 割、副市長については 2 割、9 月 1 日から 10 月 31 日までの 2 か月間給与の減額措置を講ずるものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行し、令和 6 年 9 月 1 日から適用することといたしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 9 ページの最後に令和 6 年 9 月 1 日から適用すると書いてあるんですが、もう 19 日です。これは遡及して適用していいんでしょうか。法律的には遡及できないと思うんですけどいかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

市長、副市長の給与につきましては、毎月 21 日を支給日としております。ですので、今

回の減額の条例案につきましては、条例改正後の次に支給日を迎える給料について減額を適用するということになってまいりますので、これは支給を遡ることについては何ら問題がないものと解釈をしているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 77 号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3 議案第 78 号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第 3、議案第 78 号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（荒木 仁君） 議案書の 3 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 78 号「和解及び損害賠償の額の決定について」御説明いたします。

提案理由につきましては、市長の提案理由の説明にありましたように、公用車によるガードレールへの物損事故について、和解及び損害賠償の額を決定するために議会の議決を求めるものでございます。

中段の表にて御説明申し上げます。和解の相手は記載のとおりでございます。事故の概要につきましては、令和 6 年 6 月 24 日午前 10 時ごろ、現場での業務を終えて農政課公用車にて国道 212 号線、大観峰の下りでございますが走行中、雨天によりぬれた路面でスリップを起こし、ガードレールに衝突、損害を与えたものでございます。和解及び損害賠償の額でございますが、市は相手方に対し 36 万 6,000 円を支払うという形で、内訳については、ガードレールでございます。36 万 6,000 円。過失割合については市が 10 割となります。

2 番目としまして、本件事故に関して、今後、市と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認するとしております。

事故の概要について補足いたしますと、この事故につきましては、本議会の報告第 11 号で専決処分の報告をさせていただきました阿蘇市西湯浦、通称マゼノミステリーロードで発生いたしました物損事故の現場に農政課公用車で出かけ、現地確認を終えて帰庁する際に発生した物損事故でございます。運転時、特に雨天時の運転には十分注意するようこれまでも

指導しておりますが、またこのような事故を発生させてしまいまして誠に申し訳ございませんでした。今後また改めて安全運転に努めるよう指導してまいります。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

ガードレールが 36 万 6,000 円の損傷はどれぐらいの量ですか。それと公用車はどの程度傷みましたか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 36 万 6,000 円の内訳でございますけども、ガードレールが 5 枚、4 メートルレールのものでございます。それから支柱、ボルト等の附属部品、また諸経費も合わせまして 36 万 6,000 円となっております。事故を起こしました公用車については、既に修理済みでございますけども、バンパーの破損等が大きな損傷具合でございました。

○議長（菅 敏徳君） ほかに。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番、市原です。

今、公用車は修理をしたということですが、運転者については人身的なものはなかったのか。その点質問をします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 農政課職員 2 名にて乗車しておりましたけども、2 名ともそれぞれシートベルト等着用しておりましたので、人身等につきましてはございません。

○議長（菅 敏徳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 78 号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。したがって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、令和 6 年第 5 回阿蘇市議会定例

会は、本日で閉会することに決定いたしました。

本日をもって締め市の議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、8月30日開会以来、本日まで21日間にわたり提案されました多数の重要議案について、議員各位の御精励により本日その全議案を議了して、無事、閉会の運びとなりましたことに、心より感謝申し上げます。

理事者各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員長報告をはじめ、今会期中に開陳されました各議員の意見を十分尊重しつつ、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

さて、二十四節気の白露は秋の気配が濃くなり、朝方の露が降り、降りるころという意味があります。日中はまだ暑さを感じ、朝夕は涼しく肌寒さを感じる日も増えてまいります。どうか皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、市政への積極的推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

お疲れさまでした。

午後1時16分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 6 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員